

IV 危機管理

第9分科会 健全育成

■ 研究課題 ■

児童の健全育成と危機管理の推進における校長の在り方

分科会の趣旨

高度情報化、少子高齢化、経済状況の停滞等、社会の急激な変化により様々なひずみが顕在化してきている。そうした中、いじめ、不登校、暴力等生徒指導上の問題は依然として深刻であり、携帯電話やスマートフォン、パソコンによるインターネットに関わるトラブル、児童虐待等新たな問題も発生しており、人間性豊かな日本人の育成の推進に大きな課題となっている。

そのため、学校では、教育活動の全領域において一人一人の子どもの健全な育成を期し、子ども自身が現在及び将来にわたって自己実現を図っていけるようにするために、時と場に応じた適切な行動を、自ら判断し決定できるよう指導の一層の充実を図っていく必要がある。さらに、全教職員の共通理解を図り、一致協力した指導体制を築くとともに、家庭・地域・関係機関等とも密接に連携・協力を図り、子どもの健全育成により多くの大人が関わる体制を確立することも課題である。

校長は、子どもの健全育成を期して、学校の組織体制の見直し、子どもと向き合う時間の確保、学習指導の改善に取り組ませること等、健全育成の充実のための学校運営の在り方を示していく必要がある。また、校務分掌組織を整備し、教職員が連携・協力して取り組める体制を確立するとともに、家庭や地域住民・関係機関とも密接に連携・協力できる体制を構築していかなければならない。加えて、いじめや不登校、児童虐待といった種々の課題についても、校長のリーダーシップのもと、組織的な対応を行い、的確に判断し迅速に対処していけるようにしていくことが重要である。

本分科会では、校長のリーダーシップのもと、様々な健全育成上の課題に対して組織的な対応を進めるための具体的方策を明らかにする。

リーダーシップの視点

- (1) いじめや不登校等を生まない学校づくりの推進
いじめや不登校を生まない社会を実現していくためには、全ての子どもの人権が尊重され、自己実現の喜びを味わえ、安全で安心できる居場所となる学校を目指した教育活動を展開していく必要がある。

そのためには、校長は、教員が子ども理解に努め、情報を共有し、問題の解決に協働して取り組む学校づくりを推進するとともに、問題に対する適切な対応力の向上を図る取組を推進することが求められている。具体的には、問題の兆しを学校・家庭・地域全体で共有しつつ、早期対応に心掛け、子ども一人一人の居場所づくりを目指していくことが求められている。

このような視点から、早期に発見・対応し、校内のみならず家庭や地域と連携した、いじめや不登校等を生まない学校づくりを進めていくために校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

- (2) 危機管理に強い組織育成のための意図的・計画的な取組の推進

危機管理に強い学校組織を構築するためには、学校は、未然防止と再発防止の二つの視点から、日常的に起こりうる危機を想定した家庭・地域、各関係機関との連携・協働体制を確立しておく必要がある。

そのためには、校長は、日常からの児童理解の重要性を指導し、問題の早期発見に努めるよう指導するとともに、保護者等とも連携し開発的・予防的な取組を進め、組織の在り方を見直し、改善に向けた取組を進める必要がある。また、学校は、教職員間で経験や教訓を共有・蓄積できる体制を整え、再発防止は言うまでもなく、未然防止のための適切な対応の在り方を組織として確立する必要がある。さらに、保護者や地域とも連携し、有効に機能する組織づくりを進めることが求められている。

このような視点から、危機管理に強い組織育成のための意図的・計画的な取組を推進する上で、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第9分科会

研究課題：児童の健全育成と危機管理の推進における校長の在り方

研究発表表

いじめや不登校等を生まない

意図的・計画的な学校づくり・組織づくり

留萌地区 増毛町立阿分小学校

石田 正 樹

I 趣 旨

社会状況が変化する中、人々の価値観が多様化し、子どもたちの健全育成に関わって様々な歪みが顕在化し、学校では、いじめや不登校などの問題が依然として憂慮すべき状況にある。加えてケータイやスマートフォンなどネットを介したトラブルなどの新たな問題も発生している。また、規範意識や人間関係構築力の低下、そして自尊感情の低下などから「子どもの心の活力が弱ってきている」との指摘もあり、子どもたちの健全育成に関わっては課題が山積している。特にいじめに関しては「いじめ防止対策推進法」が施行され、学校では「いじめ防止基本方針」の策定といじめ防止の対策のための組織設置が求められている。

こうした情勢を踏まえ、学校は児童一人一人の健全な発達・成長のために、子どもが社会的資質の伸長と社会的能力の獲得によって自己実現を図ることができるよう、一層効果的な指導を工夫し、実践を重ねていく必要がある。

そこで、取組の具体化に当たっては、

- ① 児童の健全育成を位置付けた学校ビジョンに基づく教育課程の編成と実施
- ② 「学校いじめ防止基本方針」の策定と組織の確立
- ③ 課題や目標の共通理解を基盤に全教職員の協働による指導体制の構築
- ④ 意図的・計画的な生徒指導の積み重ね
- ⑤ 児童一人一人の的確な把握と、個と集団に応じた適切な指導ができる教師の力量向上
- ⑥ 家庭・地域・関係機関と連携し、児童の健全育成に取り組む体制づくり

などがポイントになると考えている。

したがって、校長は「健全育成」を経営の重点や方針に位置付け、「学校いじめ防止基本方針」の策定と教職員全体で子どもをみとり・育てる組織体制の確立、教育活動の改善・充実の推進、教師の指導力や生徒指導の機能の向上、家庭や地域・関係機関との連携などができる体制づくりに取り組む必要がある。また、問題の発生に対しても校長のリーダーシップで迅速かつ適切な対処ができる体制の確立も重要となる。

本校長会では、研究の焦点化を図りながら、健全育成の推進において校長が発揮すべきリーダーシップの在り方について、具体的な取組を集約し検討していくこととした。

II 研究の概要

1 昨年度の成果と今年度の課題

昨年、子どもの健全育成の根本に関わる「健やかな子どもを育む学校づくり（基盤づくり）」を視点に加えて、児童の自己効力感や自己肯定感を高める取組など、健全育成を重視したビジョンや具体的な教育活動の提示により、教職員と課題意識の共有化を図り、組織一体で健全育成に取り組む学校づくりをすることの重要性が確認された。

今年度は、その成果を踏まえつつ、より研究課題に迫るため、二つの視点からテーマに迫ることとした。

2 研究テーマと二つの視点及び内容



2 健全育成に関わる取組の具体

視点1 いじめや不登校等を生まない学校づくりの推進

学校においては、「いじめ防止基本方針」の策定に伴いこれまで以上にいじめや不登校を生まないための有効な方策・手立てを立案・開発・実施していくことはもとより、子どもたちが充実した毎日を過ごせる安全で安心できる学校づくりを進めていく必要がある。

そのために校長は、意図的・計画的に、教職員全体で子ども一人一人をみとって理解し、問題がある場合には協働でその解決や指導に取り組む学校づくりを推進することが必要である。また、教師一人一人の力量向上を図り、教職員の組織力向上に取り組むことも重要である。

一昨年実施した留萌管内における各小学校長へのアンケート調査では、「健全育成」を阻害する要因（いじめや不登校など）を予防するための取組として、

- 1 子ども一人一人の特性や変化をとらえた適切な児童理解→アンケート調査、教育相談など
- 2 開かれた職員室づくり、開かれた学級・学校づくり→情報の共有化によって教職員全員で育てる学校
- 3 教職員間での緊密な連絡や相談、家庭・地域・関係機関との連携

などが、重視すべき内容として挙げられていた。

今年度、「学校いじめ防止基本方針」が策定されたことで、実践事例としては道徳教育の充実や全教職員による共通理解で進める健全育成、異年齢集団による活動の推進など、未然防止に重点を置いた取組が多く見られる。

視点1の事例

(1) 道徳教育の充実で進める健全育成の取組

【取組の背景・ねらい】

- ・道徳教育充実に年度の重点に
- ・授業づくりの重要性と授業の公開

【取組の実際と校長の関わり】

- 校長便りで道徳に関連する話題を載せ教職員に訴え続けるとともに、全校朝会の講話で子どもたちにもわかりやすく講話
- 全学級が参観日で道徳の授業を公開～保護者の理解が深まる
- 教室掲示に「道徳コーナー」を設けるなど、教職員の意識が変容
- 子どもたちの変容についての保護者の声

【今後に向けて】

- ・道徳の授業公開の継続
- ・授業の質的向上のための情報提供
- ・道徳教育に関する研修の取組

(2) 全教職員の共通理解で進める健全育成の取組

【取組の背景・ねらい】

- ・学習への不適応、友達との人間関係などの問題
- ・組織的で効果的な生徒指導体制の確立の必要性

【取組の実際と校長の関わり】

- 既存の組織の見直しと新たな取組
- 生徒指導上の共通理解を図る場から問題行動に対応できる組織へ
- 日常的な情報交流や生徒指導上の諸問題については定例の交流会を新たに実施

【今後に向けて】

- ・定例の交流会を開催するための時間の確保
- ・交流だけでなく研修の場としての内容の充実化

(3) いじめ防止基本方針に基づく健全育成の取組

【取組の背景・ねらい】

- ・いじめ防止基本方針の策定が義務化

【取組の実際と校長の関わり】

- 校長としていじめ防止に対する基本方針を提示
- 未然防止の取組の柱を設定

【今後に向けて】

- ・職員朝会や毎月末の学級経営交流会で些細なことも交流し合う、未然防止に重点を置いた取組の継続

(4) 指定事業と連動させた取組

【取組の背景・ねらい】

- ・いじめ防止基本方針の作成
- ・指定事業「いじめ未然防止モデルプログラム事業」

【取組の実際と校長の関わり】

- 「いじめなどを防止し、『豊かな心』を育む取組」を経営方針で提示
- 指定事業に対応するため、自校の取組を見直し、組織的に未然防止に取り組むよう指示

【今後に向けて】

- ・トップダウンとボトムアップを使い分けながら、組織的で効果的な取組になるよう配慮

(5) 不登校を生まない学校づくりの取組

【取組の背景・ねらい】

- ・ある児童が時折欠席する状況
- ・「不登校は誰にでも起こり得るもの」との認識を全教職員で確認

【取組の実際と校長の関わり】

- 子どもたちの学校生活をとらえ直し、分析した上で学校長が学校づくりの指針を提示
- 不登校傾向を早期に発見し対応できるシステム

【今後に向けて】

- ・教職員全員が全児童の顔と名前を覚え、児童の特性を把握し、方策に基づく確実な取組

視点2ー健全育成に関わる危機管理に強い組織づくり

「いじめ防止対策推進法」(22条)により、いじめ防止対策のための組織の設置が義務付けられ、子どもが安全で安心して学校生活を送ることができるようにするために学校全体で組織的対応ができる「体制」と「態勢」づくりが必要である。

そのために校長は、「子どもの心に迫る」ことができる教職員集団を育成するとともに、開発的・予防的な生徒指導の在り方について全教職員の理解を図り、学校全体で指導を積み重ねていく必要がある。いじめ防止対策のための組織については、既存の組織の目的や役割、構成員などの見直しを図り、機能的で実効性のある組織にしなければならない。また、保護者や地域住民、関係機関に対しては積極的に学校の取組を発信し理解を得るとともに、組織的な指導ができるよう働きかけていくことも重要である。

留萌管内においては、未然防止の取組により、いじめや不登校に関しては深刻な状況になっていないこともあり、校内組織の役割や目的などを見直す取組はしているものの関係諸機関や外部専門家等を交えた組織を立ち上げている事例はない。

しかし文部科学省は、「いじめ防止の対策のための組織」について、「法律の条文…は構成員の例示ですので、このような者が参加しなければ法律に定められた組織として認められないというものではありませんが、国の基本方針で例示しているような外部専門家から、適切に支援を得ながら対応をしていくことが、より有効であるという趣旨に鑑み、各地域で学校の体制を整えてください。」と回答していることから、実効性のある組織体制を整えていかなければならない。

視点2の事例

(1) 校種間連携で進める健全育成の取組

【取組の背景・ねらい】

・〇〇市においては小中連携への取組が急務

- ▼小学校の学習状況が中学校に伝わっていない
- ▼中学校では入学した小学校数の指導が混在する
- ▼小学校の学習習慣が中学校で継続されていない

・「学びの連続性」「中1ギャップ解消」という点から中学校区単位での連携が必要

【取組の実際と校長の関わり】

→校長が座長となり連携会議を開催

＊連携の基本ー5K(確認、共有、交流、継続、共通)

→各学校における取組推進のリーダーシップ

＊小中連携の方策(三つの視点)

① 児童生徒の人間関係づくり

② 教師間の連携意識の高揚

③ 9年間を見通した教育課程の編成

→具体的な連携内容について、実施可能の程度

や取組の難易度を考慮した計画

【今後に向けて】

- ・取組を具体化するロードマップや中学校単位における連携の詳細についての協議
- ・連携会議を見据えた各学校の取組

III ま と め

1 成 果～健全育成推進のポイント

- 校長は、いじめ・不登校等を生まない学校づくりのために、子どもの健全育成を重視したビジョンの提示や自校のいじめ防止基本方針の策定、未然防止のための教育活動の工夫の視点を示すなど、教職員の課題意識を共有し、全教職員が一体となって取り組む学校づくりの姿勢を示すことが重要である。
- 校長は、健全育成の推進に当たってリーダーシップを発揮するために、自身が健全育成の考え方や在り方についての知見を広げ、自校の実態に応じた推進方策を構築して学校づくりを進めることが重要である。
- 校長は、教師が肯定的な児童観に立って、生徒指導の機能を生かした共感的な姿勢・態度で子どもに関わるよう指導助言をするとともに、問題等に対しては組織的的確、適切、迅速に対応できる機能的な組織づくりと対応システムを確立しておくことが重要である。
- 校長は、いじめ防止の対策や具体的な取組を保護者や地域、関係機関に示し理解を得るとともに、地域一体となって共同で取り組む組織づくりやネットワークづくりを構築することが重要である。

2 課 題～更なる充実へ向けて

- △ いじめ防止対策のための組織づくりに向けて、町村部における学校においても教育委員会と連携を図りながら、外部専門家に相応しい人材を確保し、実効性のある構成員としていく必要がある。
- △ 健全育成の視点から義務教育の9年間で、子どもたちをどのように育てていくのかという視野に立ち、小中の校長同士が連携を密にし、校長・教頭だけでなく一般教員も巻き込んだ実効性のある小中連携教育の推進を校長会としてリーダーシップを発揮していく必要がある。
- △ 社会状況の急激な変化によって、子どもたちを取り巻く生活環境や身の回りの通信手段への対応が今までの考え方や指導では通用しなくなっている。学校内の組織対応だけでは困難になってきていることから、外部の専門的な機関や団体等との連携を具体化して実行する働きかけをできるだけ早く進める必要がある。